

## 「同和問題（部落差別）」

今週は、同和問題、いわゆる部落差別について考えてみましょう。

部落差別は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりする、我が国固有の人権問題です。こうした部落差別は、すでに解決されている過去の問題だと考える人も少なからずいらっしゃると思います。それは見えていない、気づいていないだけのことかもしれません。

2016年12月16日「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が公布・施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称が記された初めての法律です。この法律の大きなポイントは、第1条で、現在もなお部落差別が存在するとの認識が法律で新たに示されたこと。同じく第1条で、部落差別は日本国憲法に照らして「許されないもの」「解消すべき重要な課題である」と明記されていること。そして、第5条に、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が明記されていることです。

この法律が施行された背景には、まだまだ部落差別は解消に至っていないという現実があります。残念ながら、今なお、結婚の際の身元調査が行われて差別を受けたり、就職試験で本人の能力や適性に関係のない質問をされたといった事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがなされるといった事案が発生しています。法務省では、部落差別に関する人権侵犯事件を救済していますが、新規手続きの案件が毎年増えています。部落差別解消推進法が施行された平成28年に78件だったものが、令和3年には308件と大きく増えています。

もし、家族の結婚相手の住まいが、同和地区と言われていた所であったとして、これを理由に親戚一同から結婚を反対されたとしたら、わたしたちはどのように行動できるでしょうか。部落差別に直面した時、正しい判断はできるのでしょうか。身近に部落差別が存在するという考え方に立ち、部落差別を寝た子に例え、「そっとしておけば、差別は自然になくなる」という声を聞きます。果たしてそうでしょうか。かえって誤った考え方や偏見が伝えられ、差別の温存につながるようになってしまいます。差別をなくすためには、あらゆる機会を通じて、正しい知識を学び、身につけていくことが大切です。各地域でおこなわれる住民人権学習に「部落差別」をテーマとして取り上げるのも一つの方法です。あらゆる差別がなくなるように常に学んでいきましょう。

